

## 山口県立大学将来構想検討委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 山口県が設置する大学として、県が抱える政策課題や地域のニーズに対応していくことができるよう、公立大学法人山口県立大学（以下「県立大学」という。）が担うべき人材育成・研究拠点機能のあり方等を検討し、山口県及び県立大学が協力して大学の将来構想を策定するため、山口県立大学将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 県立大学が担うべき人材育成機能に関すること
- (2) 県立大学の研究拠点機能の強化方策に関すること
- (3) 県立大学と県内大学等との機能分担・連携に関すること
- (4) その他県立大学の将来構想策定に必要な事項

## (組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

## (委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、山口県総務部学事文書課において処理し、県立大学事務局が協力する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。